



マイナンバー（個人番号）の「通知カード」廃止のお知らせ

法律の改正によりマイナンバー（個人番号）の「通知カード」は令和2年5月で廃止となりました。廃止後は、通知カードの再交付申請や住所・氏名等券面変更の手続きはできません。

※マイナンバーカードの交付を希望する場合は、マイナンバーカードを受け取る際に通知カードを返納していただきます。

廃止日後以降に「マイナンバー（個人番号）を証明する書類」が必要な場合

現在お持ちのマイナンバー（個人番号）の通知カードに記載の氏名、住所などが最新の住民登録情報と一致している場合は、引き続きマイナンバー（個人番号）を証明する書類として使用できます。

住所、氏名等記載事項に変更があり、マイナンバー（個人番号）を証明する書類が必要な方は、マイナンバーカードを提示するかマイナンバー（個人番号）入りの住民票（記載事項証明書）を提出いただくことになります。

個人番号通知書

廃止後に出生等で新たにマイナンバーが付番された方へのマイナンバー（個人番号）の通知は個人番号通知書により行います。この通知書はマイナンバー（個人番号）の「通知カード」と以下の点で異なります。

1. 再交付や氏名、住所等の記載事項の変更はできません。
2. 紛失時の届出は必要ありません。
3. マイナンバーカードの交付時には返納する必要はありません。
4. マイナンバー（個人番号）の証明する書類として利用できません。

問合せ 福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120



国民年金からのお知らせ

●新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例により、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きが開始されています。

○対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象になります。

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務の喪失や売り上げの減少等で収入が減少したこと
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方

※1 令和2年2月以降の任意の月（最も収入が低い月など）における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費を控除して算出。

※2 当年中の所得見込額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用となります。

※3 免除等の判定において、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①及び②に該当するときにも申請が可能となります。

○対象期間

令和2年2月分から令和2年6月分まで

※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要となります。

○必要書類

届出書各種様式は役場にあるほか、日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html> からダウンロードすることもできます。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120
小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236